



「桜塚小 新型コロナウイルス対策のためのガイドライン」

（１）趣旨

新型コロナウイルス感染症については、長期的な対応が求められることが見込まれる状況です。こうした中でも持続的に児童の教育を受ける権利を保障していくためにガイドラインを定めることにしました。学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、児童にとって安心・安全で、たのしい学校生活を送ることを大切に、具体的な教育活動における感染症予防対策は文部科学省が作成した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」・大阪府が作成した「学校園における新型コロナウイルス感染症対応マニュアル～学校の教育活動を再開するにあたって～」豊中市が作成した「豊中市における新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」を参考に実施していきます。尚、このガイドラインは文部科学省や大阪府及び豊中市のマニュアルや通知文により作成していますので、指示事項の変更があれば随時変更していきます



○地域の感染レベルと「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域感染レベル	身体距離の確保	感染リスクの高い教育活動		ステージ	状況		
レベル3 緊急事態宣言	できるだけ2 m 程度 (最低1 m)	行わない		ステージⅣ	爆発的な感染拡大及び医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階		
				ステージⅢ	感染者の急増及び医療体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階		
レベル2	1 mを目安に、学級内で最大限の間隔をとること	↓ 収束局面 ↓	感染リスクの低い活動から徐々に実施	↑ 拡大局面 ↑	感染リスクの高い活動を停止	ステージⅢ	感染者の急増及び医療体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階
						ステージⅡ	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階
レベル1	1 mを目安に、学級内で最大限の間隔を取ること	適切な感染対策を行った上で実施		ステージⅠ	感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階		

○感染症対策のポイント

新しい生活様式の徹底「手洗い・咳エチケット、換気」

「感染源を絶つ」・「感染経路を絶つ」・「抵抗力を高める」

「密閉」・「密集」・「密接」

(2) 感染源を絶つための取り組み

①発熱等の風邪症状がある場合等には登校しないことの徹底

○児童本人の感染が判明または濃厚接触者に特定された場合・・・出席停止

※保健所や医療機関からの指示で出席が可能となってから登校ください。

※登校の目安は、感染した場合は・・・治癒するまで

濃厚接触者と認定・・・感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間

○児童本人、同居家族に発熱等の風邪症状が見られた場合・・・出席停止

※無理をして登校させないでください。風邪症状がみられたら、できるだけ医療機関を受診し、指示を受けてください。新型コロナウイルス感染症でないと診断され、回復すれば登校してください。医療機関を受診されない場合は風邪症状が完治してから登校してください。



かぜ症状の例：発熱、せき、息苦しさ、強いだるさ、のどの痛み・咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐、味覚・臭覚の異常など

②登校時の健康状態の把握

○毎朝、家庭で検温と健康観察をして健康観察カードに記入します。登校時に担任が教室で確認します。忘れた児童は、教室で速やかに検温します。

③登校時に発熱等の風邪症状が見られた場合

○登校後に発熱や風邪症状を確認した場合は、速やかに帰宅してもらいます。その際はお迎えをお願いします。

(3) 感染経路を絶つための取り組み

①手洗いの徹底

○登校時、外から教室に入る時、給食の前と後、そうじの後、トイレの後、咳やくしゃみが出て手で押さえた時や鼻をかんだ時、共有するもの（図書室の本を含む）を触る前と後、泡ソープ等で30秒ぐらいしっかり手を洗います。

○手を拭くタオルやハンカチ等を共有しません。



②マスクの常時着用

○学校では必ずマスクを着用します。

○給食時は「いただきます」をしてからマスクを外し、食べている時はおしゃべりをしません。食べ終わったらすぐにマスクを着用し、後片付けをします。

○マスクを外す活動のときは、人との間の距離をしっかりととり、咳やくしゃみをする際は人から離れて、ハンカチや服の袖、ひじの内側等を使って口や鼻を押さえます。

○レベル3の時は原則マスクを外す活動は行いません。レベル1・2の時は、活動内容（体育の授業におけるマスクの着用は必要とされていないので着用しない場合もあります。）や気温により指示します。

○マスクを落とすこともありますので、替えのマスクを必ず3枚ほどランドセルに入れて

おいてください。



③清掃活動と消毒

- 学校施設内、特に児童がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）・場所（トイレや手洗い場）を重点に1日1回は消毒します。
- レベル3の時は、児童の下校後各教室内の机や椅子等、消毒します。

（４）抵抗力を高めるための取り組み

- ①各学級では次の事項について指導します。
 - 生活リズムを整え、十分な睡眠をとります。
 - 適度な運動をし、バランスの取れた食事をします。
 - 朝、元気よくあいさつをして登校します。



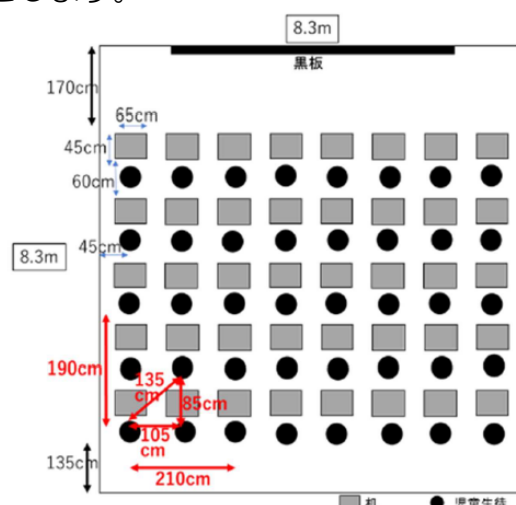
（５）集団感染のリスクへの対応（密閉・密集・密接）

①密閉の回避

- 常時換気に努めます。廊下側と窓側を対角に開け、授業等を行います。エアコン等をつけた場合や窓を閉める必要がある場合は、45分の授業が終われば窓を全開し5分の換気を行います。
- 休み時間や清掃時には窓を全開にして換気を行います。
 - ※冬の寒い時期には暖かい服装に心がけ、体温が調節できるような服を持たせてください。
- 体育館を使用する際は、窓（2F）、ドア（運動場側のみ）を開けて活動する。
- 換気の指標となる二酸化炭素濃度については、学校薬剤師の相談により計測等を行います。

②密集・密接の回避

- 教室では、右の図を基本にして授業等を行います。身体的距離の目安は約1mです。レベル3の時は可能な限り1m以上空けるようにします。
- 体育館（22m×27m）での集会は次の通りとします。
 - レベル1・2 400人以内
 - レベル3 200人以内
- 全児童による集会は原則放送を活用して行い、必要な場合（避難訓練等）はレベル1・2の時に実施します。
- 音楽・外国語の授業等、フェイスシールドなどを使用する場合は飛まつ対策のため人との距離を2m以上とります。



（６）様々な教育活動における措置

①登下校

- 登下校時には原則マスクを着用します。夏の暑い時期等熱中症のリスクが高いときには、マスクを外し、会話等を控え、人との距離を十分にとって登下校しましょう。
- レベル3の時には、児童玄関先で密集が起こらないよう、待機場所を決めます。

②休み時間

○できるだけマスクを着用して休憩（遊びを含む）をします。運動場やトイレなど密集が起こらないよう、配慮します。レベル3の時は必ずマスクを着用しますが、互いの体が接触するような遊びは控えます。

③給食

○給食の前後に手洗いをし、食べる時以外はマスクを外しません。

○机の配置は、人との距離を十分に取れるようにし、グループを組む、向かい合わせするなどはしません。

○一度配膳されたおかずは食缶へ返しません。配膳の際に減らします。

また、お代わりも原則しません。但し、個包装のもの、食べる前に増やす、未使用の食器に入れて配るのは可能とします。

○マスクを外して食事をするときはおしゃべりをしません。但し、必要な時はマスクをつけて話をします。

※マスクを外して置いておくマスク入れ（ビニール袋等）を持たせてください。

○食後の歯みがきは感染症対策をしたうえで行います。但し、強制ではありません。



④清掃活動

○換気のよい状況で、マスクを着用して行います。共用の用具を用いるため、清掃活動終了後は必ず手洗いを行ないます。

○トイレ掃除は、床を掃く・モップで床を拭く・便器をたわしで磨く・ふた、便座、便座裏をふく・手洗い場を掃除する等作業があります。床を拭いたり、掃いたり以外は、使い捨て手袋をはめてそうじします。但し、レベル2・3の時は、便器等のそうじをしません。



⑤図書館の利用

○貸し出し作業は原則司書のみで行います。

○図書館を利用する際には、借りていた本をブックトラックに返却してから手洗い後入館し、退館後も手洗いをして教室に戻ります。

○図書館の座席には、パーテーションによる対策をとり、間隔を開けて利用します。

○当分の間、貸し出した本はウイルス感染の可能性があるため一定期間放置した後配架し、貸し出します。また、読み聞かせについても見合わせます。



⑥授業等

○授業に必要な教具等、友だちとの共有を避けるため、児童間の貸し借りはしません。

○授業では、「感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動」等があります。

授業については、豊中市内や桜塚小学校区の感染状況を踏まえながら原則次の表のように実施、随時判断していきます。

レベル 教科等	レベル3 緊急事態宣言	レベル2	レベル1
全ての活動において、十分な感染症対策（「感染源を絶つ」・「感染経路を絶つ」・「抵抗力を高める」・「密閉」・「密集」・「密接」）を行った上で、教育活動を行います。特に、感染リスクの高い活動については次のように対応します。			

各教科共通	全ての活動で児童が5分以上、対面形式となるグループワークは行わない	教室内で児童が15分以上、対面形式となるグループワークは行わない。	グループワークについては慎重に行う。
	全ての活動で一斉に大きな声を出す活動は行わない。	教室内で一斉に声を出す活動は行いますが、レベルにより声の大きさに留意します。	
理科	近距離・グループでする実験や観察は行わない。	実験や観察は実施方法を工夫して行える場合は行います。(屋外等で実施)	必要最小限の実験・観察は行います。
音楽	合唱は、教室内では行いません。(場所を配慮する)	合唱は、教室内の児童の身体的距離の確保や声の大きさに考慮できる場合は行います。	
	リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の呼吸を伴う楽器の使用はしません。	リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の呼吸を伴う楽器は、音を一瞬出す程度の使用とします。	リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の呼吸を伴う楽器を使用する場合は、時間を考慮し、身体的距離を確保した上で行います。
図画工作	共同制作や児童同士が頻繁に共有する道具を使用する活動はしません。		児童同士が頻繁に共有する道具の使用はしません。
家庭科	調理実習は行いません。。	原則、調理実習はおこないませんが、実施方法や感染状況に応じて判断します。	調理実習は、役割を分担し、使用する道具等の管理を徹底し、身体的距離が確保できるよう配慮しながら行います。
外国語 外国語活動	会話指導等において、ペアやグループでの活動は行いません。また、身体的接触のある活動も行いません。	会話指導等において、ペアやグループの活動は時間を短くして行います。身体的接触のある活動は行いません。	会話指導等において、教室を自由に行き来するコミュニケーションをとる活動は控え、自席で身体的距離や声の大きさに留意して行います。
体育	マスクを必ず着用します呼吸が激しくなる運動は避けます。	一時的にマスクを外す運動は行います。但し、身体的距離を確保します。	運動時はマスクを外して行います。但し、身体的距離を確保します。
	児童が密集する運動は行いません。	児童が密集する運動はルールや人数を工夫して行います。	
	隊列を組んでランニングするのは行いません。	ランニング時は身体的距離を十分確保して行います。	
	近距離で組み合ったり接触したりする運動は行いません。	近距離で組み合ったり接触したりする運動は工夫をして行います。	
	水泳については入水時間や入水人数を制限し、身体的距離の確保、動線を確保する等配慮しながら行います。	水泳については感染状況により入水時間や入水人数に配慮し、身体的距離の確保、動線を確保する等配慮しながら行います。	水泳については学年ごとに入水し、身体的距離の確保、動線を確保する等配慮しながら行います。

⑦放課後

○学校においての活動が終われば、できるだけ速やかに下校します。残って、学習や活動することはありません。

○やむを得ず残っての活動がある場合は、保護者に必ず連絡します。その際、児童のみで下校することはありません。

⑧学校行事等

○レベル1では、計画していた行事については感染症対策を講じながら実施します。

○レベル2では、計画していた行事について不特定多数の人との交流が見込まれる行事や宿泊行事については延期又は中止の判断をし、児童のみが参加する行事や校区探検など感染のリスクが少ない行事については実施します。

○レベル3では、計画していた行事については原則延期又は中止の判断をします。但し、

児童のみが参加し、感染のリスクが少ない場合は実施します。

(7) その他

①学校施設に関すること

○更衣室はプライバシーに配慮しながらも換気を行い、密集しないように配慮します。必ず、マスクをつけて着替えをします。

○保健室は通常の機能を果たすけがの手当てなどを行うところとし、風邪症状や発熱がある児童については別教室で対応します。

②本校において、児童や教職員、またはその家族等が発症した場合の対応は豊中市教育委員会が作成しているマニュアルにそって対応します。(別紙① 別紙②豊中市提供資料)

③毎日、水筒を持って登校するようにお願いしていますが、飲料水がなくなった場合は水道水を水筒に入れて飲むように指導しています。水筒を忘れた場合は、学校からコップを渡しています。友達からお茶をもらうことはやめましょう。運動場に設置している水飲水栓は使用しません。

④新型コロナウイルス感染症により個別の対応（医療的ケアが必要、基礎疾患があるなど）が必要な場合や、感染不安等で心配な場合は早目に担任に相談してください。これらの理由で欠席しても出席停止扱いになります。

⑤新型コロナウイルス感染症により学校が休校になったり、長期にわたって休みが続く場合等は、タブレットを活用した学習を進めていきます。



児童生徒・教職員及びその同居者に発熱・かぜ症状等がある場合の対応

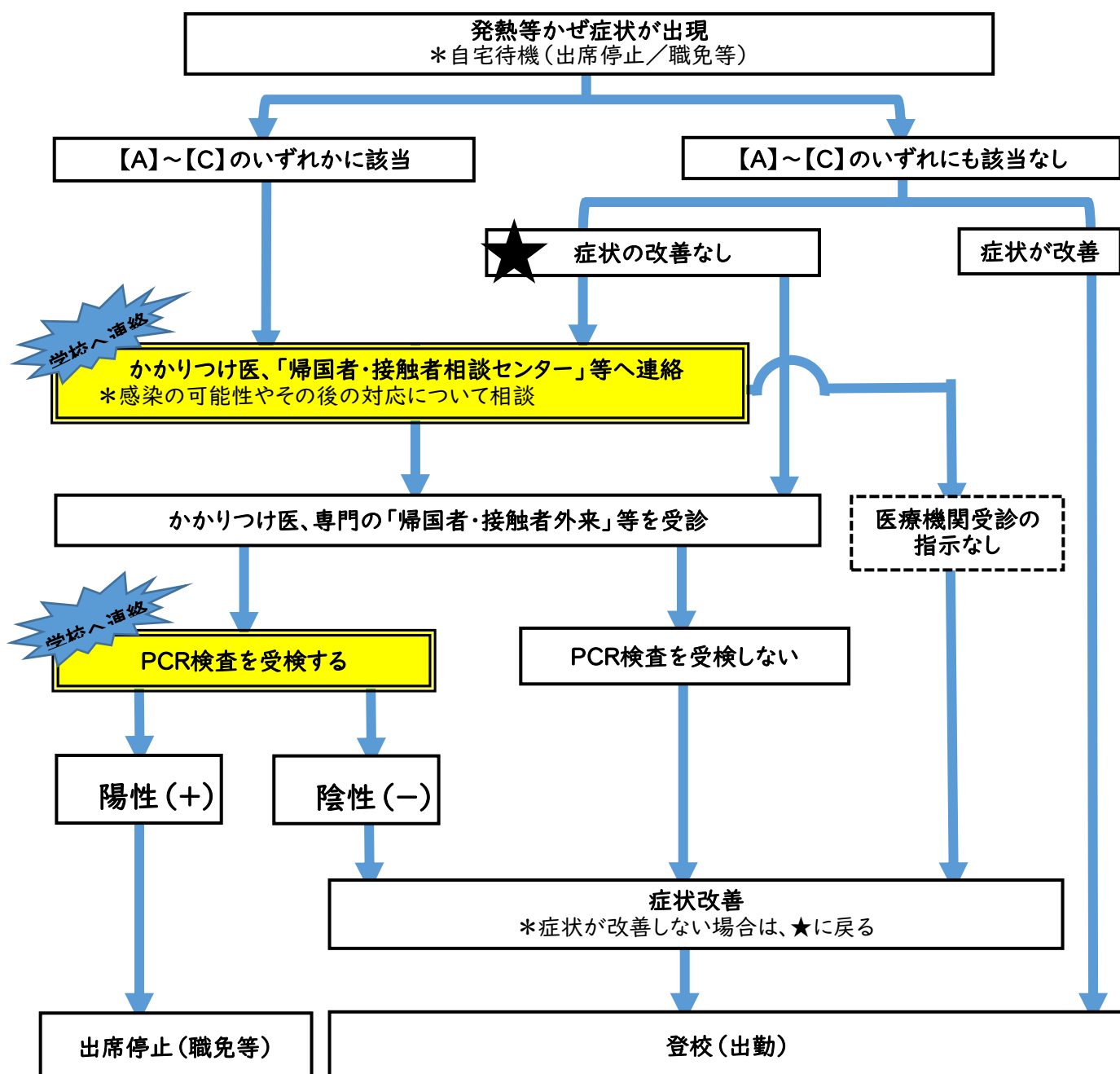
豊中市教育委員会事務局

- 以下について、学校長は児童生徒の保護者及び教職員に対し周知する。
1. 相談の目安【A】～【C】のいずれかに該当する場合、すぐに最寄りの「帰国者・接触者相談センター」・かかりつけ医等に連絡・受診をする。その際は、速やかに学校へも連絡をする。
 2. 専門の「帰国者・接触者外来」等でPCR検査を受けることになった場合、速やかに学校に連絡する。
 3. PCR検査の結果が判明したら、速やかに学校へ連絡をする。
- 上記2の連絡を受けた際の学校の対応は、**別紙2**へ。

* かぜ症状の例：発熱、せき、息苦しさ、強いだるさ、のどの痛み、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐、味覚・臭覚の異常など

※1 新型コロナウイルス感染症についての相談の目安

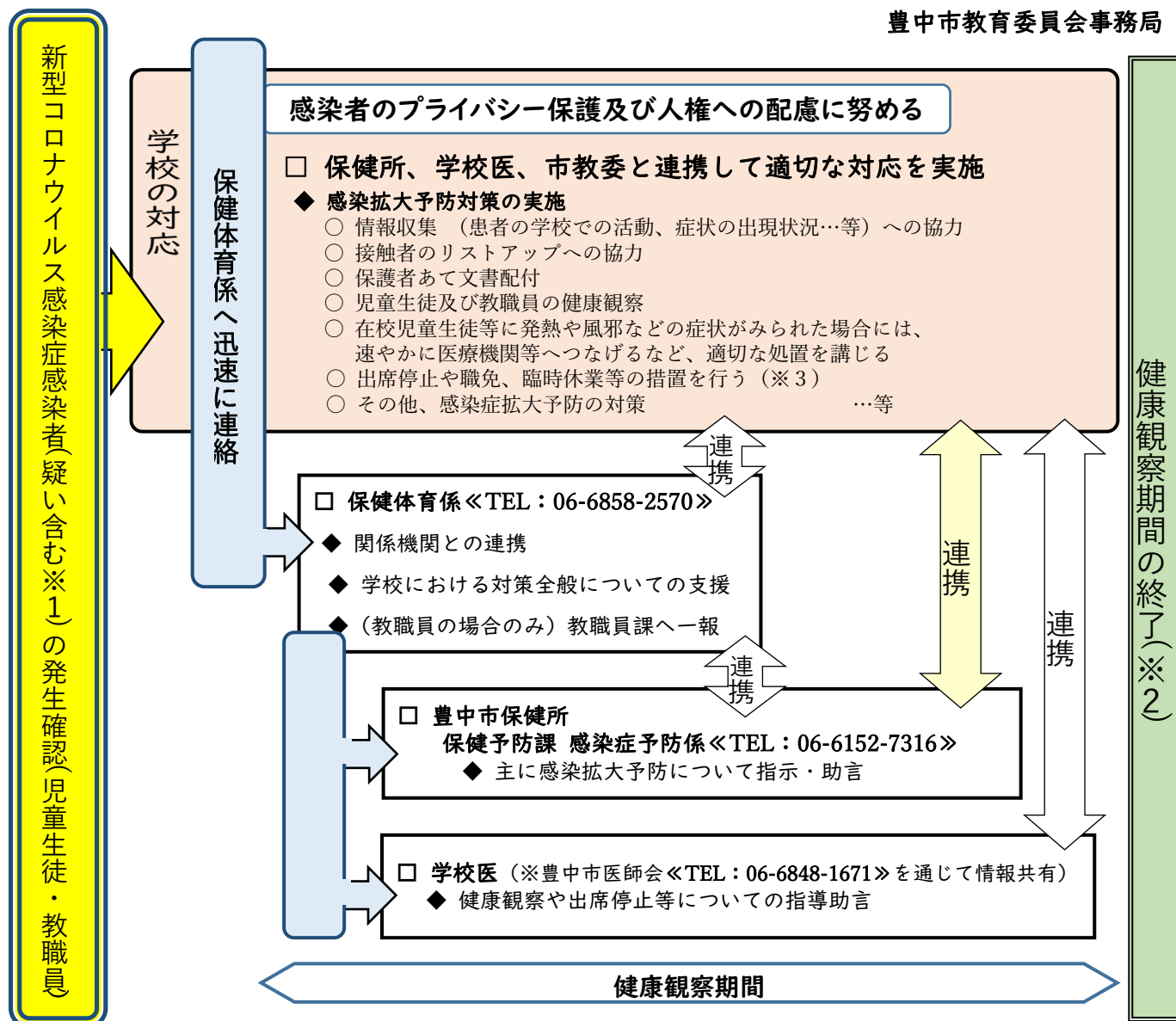
- 【A】息苦しさや強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある
 【B】高齢者や基礎疾患がある方^(※2)、妊娠中の方で、発熱やせきなどの比較的重いかぜ症状がある
 【C】上記以外の方で、発熱やせきなどの比較的重いかぜ症状が続く
 (症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。また、症状には個人差がありますので、強い症状と思われる場合はすぐにご相談ください。)



児童生徒及び教職員における 新型コロナウイルス感染症感染者（疑い含む）発生時の対応

別紙 2

豊中市教育委員会事務局



※1 『疑い』とは：○同居者に新型コロナウイルスへの感染が判明するなどして、児童生徒や教職員本人が濃厚接触者と認定された場合。

○専門の帰国者・接触者外来等にてPCR検査結果待ち等、確定していない段階。

※2 健康観察期間等は保健所の指示に従う。

※3 学校長は、安全を最優先に考え、児童生徒や教職員について、感染が判明または濃厚接触者と認定された場合等には当該児童生徒や教職員を出席停止または自宅待機（職免等）とする。

- （1）児童生徒や教職員本人の感染が判明または濃厚接触者と認定された場合
 - 《期間》○ 感染が判明・・・治癒するまで
 - 濃厚接触者と認定・・・感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間
- （2）児童生徒や教職員本人に発熱等かぜ症状がみられる場合
 - 《期間》○ 帰国者・接触者相談センター等へ連絡の場合
 - ・PCR検査を受検していれば・・・（陰性の場合）医師等の指示による（陽性の場合）（1）の期間
 - ・医療機関受診の指示があれば・・・医師等の指示による
 - ・医療機関受診の指示がなければ・・・症状が治るまで
 - 帰国者・接触者相談センター等へ連絡しない場合・・・症状が治るまで
- （3）児童生徒や教職員の同居者が濃厚接触者と認定、または発熱等かぜ症状がみられる場合
 - 《期間》○ 濃厚接触者と認定・・・保健所に指示された期間
 - 発熱等かぜ症状がみられる・・・（2）に準じる